

トピックス

- 金誠同達、ALB における「年度日本業務アジア法律事務所」(Japan Practice Asian Firm of the Year)の賞にノミネート
- マネジメントパートナーの張国棟、ALB China 「トップ 15 サイバーセキュリティ・データ保護弁護士」に選定

法令速報

- 国务院、「中華人民共和国消費者權益保護法实施条例」を公布
- 国家市場監督管理総局、「事業者独占禁止コンプライアンスガイドライン」改正稿への意見を公募
- 入札募集・入札の分野における初の公平競争審査部門規則、公布される

弁護士コラム

- 有限責任会社の組織機構——新「会社法」解説連載シリーズその四

金誠同達、ALB における「年度日本業務アジア法律事務所」(Japan Practice Asian Firm of the Year)の賞にノミネート

トムソン・ロイター社発刊のハイエンド法律メディアである『アジア・リーガル・ビジネス』(Asian Legal Business, ALB)におきましては 2024 年 4 月 26 日、金誠同達の 2024 年度日本法律大賞(ALB Japan Law Award 2024)における「年度日本業務アジア法律事務所」(Japan Practice Asian Firm of the Year)の賞へのノミネートが公開されました。こちらの賞の趣旨は日本の本土以外に位置しており、かつ、日系企業を対象とする法律業務の分野における業績が卓越しているアジア地区の法律事務所の表彰に置かれています。

金誠同達はこれまでも 2019 年と 2020 年に ALB における「年度日本業務海外法律事務所」(Japan Practice Foreign Law Firm of the Year)の大賞を二年連続で受賞しています。金誠同達はこの度は中国大陸地区の唯一の法律事務所として ALB の「年度日本業務アジア法律事務所」の賞に再びノミネートされました。

これは金誠同達の長年にわたる継続的かつ安定的な日系企業を対象とする法律業務の分野における勤勉な取り組みの成果の体现であるとともに、金誠同達の日系企業対象業務を執り行うに当たっての専門的な能力とサービス水準に対する各業界の皆様からの厚いご信頼を表しています。

マネジメントパートナーの張国棟、ALB China「トップ 15 サイバーセキュリティ・データ保護弁護士」に選定

トムソン・ロイター社発刊の『アジア・リーガル・ビジネス』(Asian Legal Business, ALB)におきましては先日、「2024 ALB China トップ 15 サイバーセキュリティ・データ保護弁護士」(2024 ALB China Top 15 Cybersecurity & Data Protection Lawyers) のランキングリストが公開されました。張国棟弁護士はサイバーセキュリティとデータ保護の分野において高いご評価を頂いている専門的な能力と市場における皆様からのご賛同を基に、おかげさまでランク入りを果たすことができました。

張国棟弁護士はサイバーセキュリティ、データ越境、および個人情報保護の分野において豊富な実務経験を有する数少ない弁護士のうちの一人です。サイバーセキュリティ法の公布に先駆けてこの分野における法律サービスの多国籍企業へのご提供に既に取り組んでおりました。サイバーセキュリティとデータコンプライアンスにかかわる企業 M&A、プロジェクト・ファイナンス、会社運営、政府監督管理などの種々の業務におきましては焦点が更に絞られた実行可能性のより高い専門的な法的意見を提起することができます。

サイバーセキュリティとデータコンプライアンスの分野において急速に増長している法律サービスへのクライアントの需要を満たすために金誠同達は各業界の分野における所内の既存の経験を整理統合し、サイバーセキュリティ、会社データガバナンス、データコンプライアンス体系構築、データ越境・伝送、データ全ライフサイクル処理、APP データコンプライアンス、業務海外展開データコンプライアンス、プライバシー保護、個人情報保護をめぐる紛争・監督管理への対応などの分野においてフロー全体における法令遵守の徹底された総合的なハイエンドサービスを国内外のクライアントに提供することができます。また、クライアントの実務の状況と発展のニーズに応じてリスク優先順序の識別に協力し、相応のソリューションを提供し、合理化措置の形成と実施をサポートし、かつ、クライアントのために持続的なコンプライアンス能力を確立することができます。

国務院、「中華人民共和国消費者權益保護法实施条例」を公布

国務院は 2024 年 3 月 15 日、「中華人民共和国消費者權益保護法实施条例」(以下「条例」という。)を公布した。「条例」は 2024 年 7 月 1 日から施行される。

「条例」における以下の内容については事業者はこれらに注意を払う必要がある。

1、事業者の義務の細分化・補完： 安全保障、欠陥製品処理、情報開示、価格・品質・産地明示、品質担保、定型条項提供などの面における事業者の義務に対する細分化された規定の制定、高齢者・未成年者の消費者權益の保護に係る義務の補完

2、オンライン消費に係る規定の完全化： 売手が買手に対しその販売価格に関して行う差別的な取扱いの禁止、オンライン発注の自動更新前における顕著な方法を用いた消費者への注意喚起の必須化、技術的な手段等を利用した消費の強制または実質的な強制の禁止、およびライブマーケティング等の新たな業態を対象とする各参入企業の責任・義務の明確化

3、前払式経営方法の規範化： 任意の値上げの禁止、および事業者の品質担保義務および違約時の返金義務に対する明確化に関する事業者への要求、ならびに重大な経営リスクの発生時における前払金領収停止義務、および操業停止または移転時における事前の 30 日前の消費者への告知義務および継続的なサービス提供義務または返金義務の履行の強調

4、個人情報保護の強化： 個人情報収集範囲の経営活動内への制限、機微情報の処理時における厳格な法令遵守義務の負担、および同意を経していない商業的な情報または電話の消費者への発信の禁止に関する事業者への要求

5、返品・交換規則の完全化： 無条件返品が適用されない商品範囲の恣意的な拡大の禁止、返品・交換・修理保証期間計算方法の細分化、ならびに返品金額一括決済義務および保証金返還義務の明確化に関する事業者への要求

(出典：

https://www.gov.cn/zhengce/content/202403/content_6940158.htm)

国家市場監督管理総局、「事業者独占禁止コンプライアンスガイドライン」改正稿への意見を公募

国家市場監督管理総局は 2024 年 3 月 21 日、2020 年に実施を通知した「事業者独占禁止コンプライアンスガイドライン」に対する改正後の「事業者独占禁止コンプライアンスガイドライン(意見募集稿)」(以下「意見募集稿」という。)を公開し、社会からの意見を公募した。

今回の改正の主な内容は以下のとおりとなっている。

1、独占禁止コンプライアンス奨励制度の追加： 独占行為に対する独占禁止法執行機構の処罰執行時における事業者の独占禁止コンプライアンス管理制度構築・実施状況をめぐる情状の酌量に関する明確な規定、四種の具体的な独占禁止コンプライアンス奨励状況の列挙、コンプライアンス奨励制度の適用申請時における実質性審査への合格の必須化に関する事業者への要求

2、参考事例を踏まえた上での独占的協定行為、市場支配的地位濫用行為、企業結合行為、行政権力を利用した競争制限・排除行為、調査・審査への協力拒絶行為、中国国外におけるリスクなどの六種の独占禁止コンプライアンスリスクへの重点的な注意の喚起

3、独占禁止コンプライアンス管理組織の枠組みの構築、コンプライアンス管理の運営・保障、独占禁止コンプライアンスリスク管理手続の手配などの面を対象とする具体案の提起と事例の説明： 実状を踏まえた上での自社の状況に適した独占禁止コンプライアンス管理制度の関連規定に照らした確立の事業者への奨励

(出典：

https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/art/2024/art_329596c01e1644d3b19fea6b3c111e00.html)

入札募集・入札の分野における初の公平競争審査部門規則、公布される

国家発展改革委員会、工業情報化部などの八部門は 2024 年 3 月 25 日、「入札募集・入札の分野における公平競争審査規則」(以下「規則」という。)を共同で通知した。「規則」は 2024 年 5 月 1 日から施行される。

入札募集・入札の分野における初の公平競争審査に関する部門規則として、「規則」においては入札募集・入札政策制定活動が更に規範化されているとともに、公平競争審査の審査基準、審査メカニズム、監督管理

などの内容が細分化されており、具体的には以下のとおりとなっている。

1、審査基準の細分化： 入札募集・入札の実践において容易に発生し頻繁に見受けられる種々の不合理な制限を対象とする審査上の具体的な要求の規定、および資格の予審、入札評価方法、入札評価基準、落札者決定基準、信用評価、保証金領収などの面における取引上の障壁の重点的な撤廃

2、審査メカニズムの整備： 政策制定機関の公平競争審査実施上の主体责任の明確化、業務メカニズム、業務工程、結論審査などに対する規定の制定、および政策・措置の審議・承認申請前における公平競争審査完成の義務に対する強調

3、監督管理の強化： 政策・措置に対する評価・整理の定期的な展開、入札募集・入札市場障壁系口募集メカニズムの確立、および公平な競争に反する種々の政策・措置に対する動的な整理・廃止に関する関連部門への要求

(出典：https://www.ndrc.gov.cn/xgk/zcfb/fzggwl/202404/t20240403_1365443_ext.html)

有限責任会社の組織機構

——新「会社法」解説連載シリーズその四

弁護士 韓尚武

今回の連載稿におきましては新「会社法」の関連規定に基づいて有限責任公司(以下「会社」)の組織機構に対するご紹介とご説明を行わせていただきます。

一、株主会

1 株主会の職権

「会社法」によりますと、株主会は会社の権力機構とされています。仮に個々の中外合弁企業の権力機構が依然として董事会であった場合には、今年年内に「会社法」に従って定款を変更し、会社の権力機構を株主会に変更しなければなりません。

新「会社法」によりますと、株主会が行使する職権は九項に列挙されています。新「会社法」におきましては現行の「会社法」の下において株主会が行使しなければならないとされている「会社の経営方針・投資計画の決定」および「会社の年度財務予算案・決算案の審議・承認」という二項の職権が削除されており、実質的には株主会の会社に対する直接の経営管理が弱化し、会社の経営管理における董事会の中心的な地位が更に強化されています。新「会社法」の実施日以降、これらの二項の削除された職権を株主会の職権の中に依然として据え置くのか否かにつきましては、企業が実際の状況に基づいてこれを決定することができます。仮にこれらの継続的な据置きを決定する場合におきましても、この点をめぐる法的な問題は存在しません。

2 単一株主会社への特別な要求

新「会社法」におきましては、株主がただ一名のみの会社は株主会を設置しない、という旨が規定されています。株主は自らの職権の範囲における事項について決定を下す際には書面の形式を採用し、株主の署名または捺印後に、これを会社に備置しなければなりません。株主がただ一名のみの会社につきましては、会社の債務発生時における連帯責任の株主への追及を回避するために、株主は新「会社法」の手続上の要求に厳格に従って株主の決定を下し、これにより株主とそれが投資する会社との間における独立性を証明しなければなりません。

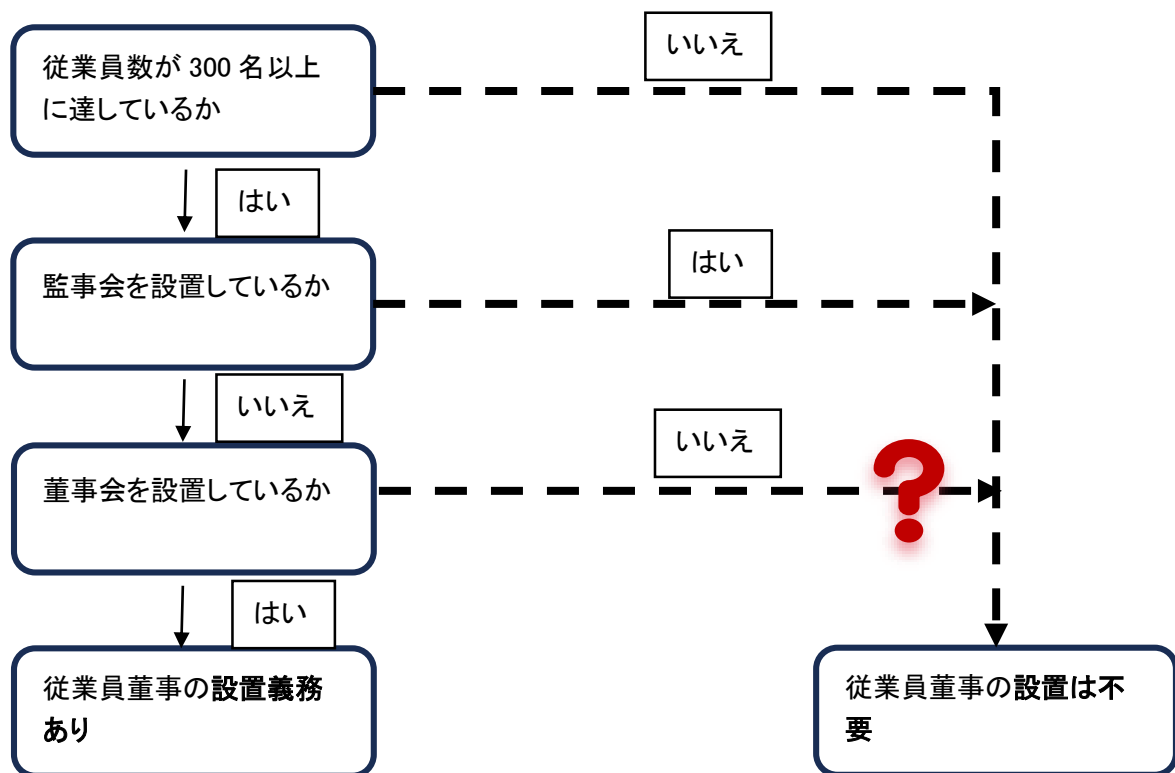
二、董事会

1 董事会の人員構成

新「会社法」によりますと、一般的な状況の下におきましては会社は董事会を設立しなければなりません。董事会の構成員は三名以上と規定されています。従業員数が三百名以上の会社につきましては、監事会を法により設けてその中に会社の従業員代表者を置いている場合を除き、同社の董事会構成員の中に会社の従業員代表者を置かなければなりません。董事会における従業員代表者は会社の従業員が従業員代表者大会、従業員大会その他の形式を通じてこれを民主的な選挙を経て選定します。

ただし、例外として規模が比較的に小さくまたは株主の人数が比較的に少ない会社におきましては董事会を設けずに一名の董事を設け、この者に董事会の職権を行使させることができます。董事会を設けない会社におきましては自ずと従業員董事を置く必要性もなくなります。「規模が比較的に小さくまたは株主の人数が比較的に少ない」ことの認定基準をめぐる法的な規定は明確にされていません。既存の実践に従いますと、一般的に株主の人数が2～3名の場合には「株主の人数が比較的に少ない」ともと認定することができます。一方、「規模が比較的に小さい」ことの認定基準につきましては、「中小企業分類基準」や統計部門の「零細企業に関する認定基準」等を参考にした上で異なる業界の類別に従って資産規模、売上高、従業員数などの面に基づいて区分を行うことができます。

新「会社法」の関連規定を踏まえ、従業員董事設置の要否につきましては、下図に従って判断を行うことができます。



2 董事会の職権と議決規則

現行の「会社法」に比べますと、新「会社法」における董事会の職権に対する変更点は主に次の二点を挙げることができます。(1)「会社の年度財務予算案・決算案の制定」という職権の削除。(2)決議の方法を通じたその他の職権の董事会への付与の株主会への許可

また、新「会社法」におきましては董事会の議事規則に対する更なる完全化が行われています。現行の「会社法」におきましてはただ董事会における議決の一人一票制のみが規定されており、審議の通過に必要な議

決権の数は規定されていません。一方、新「会社法」におきましては上述の欠陥が補われており、董事会の挙行には必ず過半数の董事がこれに出席しなければならず、董事会における決議の実施には全董事の過半数の可決を経なければならないという旨が明確にされています。

三、監事会

新「会社法」の実施後におきましては監事会は将来的には会社の法定の必須な組織機構ではなくなります。会社は会社定款の規定に従って董事会の中に監査委員会を設置した上で、これに監事会の職権の行使を代替させ、これにより今後は監事会を設置しないことができます。このほかにも規模が比較的小さくまたは株主の人数が比較的少ない会社におきましては監事会を設けずにただ一名の監事のみを設け、この者に監事会の職権を行使させることもできます。また、全株主の一律の同意を経た場合には、監事を設けないこともできます（これと同時に董事会の中に監査委員会を設置する必要もなくなります。）。

現行の「会社法」におきましては2名の監事を設置し、これにより当該2名に監事会への代替を行わせることが会社に許可されています。既存の中外合併企業におきましては往々にして現行の「会社法」に基づいて2名の監事を設置し、中国国内側の株主と中国国外側の株主が当該2名を各自1名ずつ派遣しています。しかし、新「会社法」の実施後におきましては将来的にはこの種の取扱方法が許容されなくなります。この点につきましては会社は会社の定款の相応の変更、監事・監事会の不設置、ただ1名のみの監事の設置、または監事会の設置のうちのいずれかを選択しなければなりません。

これに加えて注意を要するのは、董事会とは異なり、仮に会社が監事会の設置を決定する場合には、従業員数が300名を超過しているのか否かにかかわらず、一律に適切な比率の会社の従業員代表者が監事会の構成員の中に含まれていなければならない、かつ、従業員代表者の比率は1/3を下回ることができない、という点です。

四、総経理

現行の「会社法」に比べますと、新「会社法」におきましては総経理¹のすべての職権の内容が削除されています。このため、総経理は将来的には法定の職権の内容を有せず、その職権は会社の定款または董事会の授權に基づいて確定される必要があります。この改正により経営管理に対する更に多くの自主決定権が会社に付与されており、会社は自社の実際の状況に応じて定款の変更を通じた総経理の職権に対する調整の是非を確定することができるようになります。

(次号につづく)

-
- 本誌は無料で配布させていただきます。
 - お問い合わせやご意見をおもちの方は newsletter@jtn.com までご連絡ください。
 - 本誌の内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承ください。
 - なお、本誌は弊所がPDFファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含むPDFファイルの全文を変更せずに配布される場合には許可いたしますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtn.com/JP>

¹ 実践におきましては会社の日常的な経営管理に対する責任者は一般的には「総経理」と呼称されていますが、「会社法」におきましては「総経理」という表現は使用されておらず、そちらに使用されているのは「経理」という文言です。ここに言うところの「経理」というのは実践における「総経理」であるものと一般的に理解されています。